

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 23 日

津地方裁判所民事部

裁判所書記官 澤 有美子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 6 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 津地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 8 日 午前 9 時 50 分 場 所 津地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 12 月 4 日 午後 1 時 00 分から 令和 8 年 12 月 4 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 890, 000 3, 112, 000	一括	778, 000	33, 700	0
1	1, 180, 000				
2	2, 710, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 南牟婁郡紀宝町鶴殿字上野
 地 番 2073番5
 地 目 宅地
 地 積 160.89平方メートル

- 2 所 在 南牟婁郡紀宝町鶴殿字上野2073番地5
 家屋 番号 2073番5
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき2階建
 床 面 積 1階 55.48平方メートル
 2階 44.71平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1階 55.48平方メートル
 2階 約52.17平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 8月31日

津地方裁判所民事部

裁判所書記官 澤 有美子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 南牟婁郡紀宝町鶴殿字上野
 地 番 2073番5
 地 目 宅地
 地 積 160.89平方メートル

2 所 在 南牟婁郡紀宝町鶴殿字上野2073番地5
 家屋 番号 2073番5
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき2階建
 床 面 積 1階 55.48平方メートル
 2階 44.71平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 55.48平方メートル
 2階 約52.17平方メートル



22

令和 8 年(ケ)第 18 号
令和 8 年 5 月 20 日受理
令和 8 年 6 月 9 日提出

現況調査報告書

津地方裁判所

執行官 四十洲一哉

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 南牟婁郡紀宝町鶴殿字上野 |
| | 地 番 | 2073番5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 160.89平方メートル |
| 2 | 所 在 | 南牟婁郡紀宝町鶴殿字上野2073番地5 |
| | 家屋 番号 | 2073番5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 55.48平方メートル
2階 44.71平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	なし		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる (☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 1階 55.48平方メートル 2階 約52.17平方メートル (2階部分について、約7.46平方メートル増床)		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅 (空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 平成 年 月 日 支部 平成 年 () 第 号		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ B (所有者 A の破産管財人)	所有者 A に係る破産管財事件は、既に異時廃止で終了しています。そのため、対象物件の現状については、分かりかねます。 もともと、A には執行官から連絡あった旨伝えます。また、本件現況調査の立会い希望の有無及び鍵の貸与の可否について連絡するように伝えます。 (令和 8 年 5 月 25 日 電話にて聴取)
☒ A (所有者)	現在、私及び私の家族は別住所地に住んでいます。対象物件は、現在、空き家になっています。第三者に賃貸等はしていません。 対象物件の鍵を貸与しますので、そちらで調査していただいて結構です。 (令和 8 年 5 月 25 日 電話にて聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況については、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件物件の占有関係については、物件の状況及び関係人の陳述から、Aが居宅（空き家）として占有しているものと認定した。
- 3 物件2の建物内は、各部屋にA及びその家族が残置していったと思われる家電、ベッド、箆笥及び生活用品類等が一部見受けられた。もっとも、通常の生活に必要なと思われる動産類等は既に概ね搬出済みの様子に見受けられた。このような同建物内の状況から、関係人の陳述のとおり、Aらが同建物において現に生活し、占有している生活感等は感じられなかった。また、関係人の陳述のとおり、Aら以外の第三者が占有している徴表も感じられなかった。

紀宝町役場へ照会したところ、対象物件における所有者名義での水道供給契約は令和7年10月25日付けで終了しており、また、現在も閉栓中との回答であった。

- 4 物件2の建物内については、同建物の2階屋根裏部分に屋根裏物置（総面積約30㎡）が設けられている。同物置部分については、概ね4つのスペースに分けられており、各スペース間は渡り廊下を用いて移動する構造になっている。（写真5）

同建物の1階和室とリビングの間には高低差（約0.6m程、和室部分が高くなっている）存在する。

- 5 物件1の土地と隣接地との境界については、法務局備え付けの地積測量図には境界標の記載は無いため、同図の記載からは同境界は判然としない。もっとも、同土地の北西側角に隣接地との境界を示すため設置したと思われるコンクリート杭が1個存在した。このような、同杭及び現地の物理的状況から、北側はコンクリートブロックが、西側は側溝付近が、南側及び東側はコンクリート擁壁の下方部分が隣接地との境界であると考えられる。

- 6 同建物の2階の南側の吹き抜けスペースについて、法務局備え付けの建物平面図の記載では、同スペースは床面積に算入されていない。もっとも、本件調査時に確認した限りでは、同スペース部分には床が存在したため、同建物の2階部分の床面積に同スペース部分の床面積（約7.46㎡）を加算する必要があるものと思われる。

- 7 物件1の土地については、接面道路が同土地の西側から南側に渡り、下り坂となっている。そのため、同土地と同道路の間に高低差がある部分が存在する。

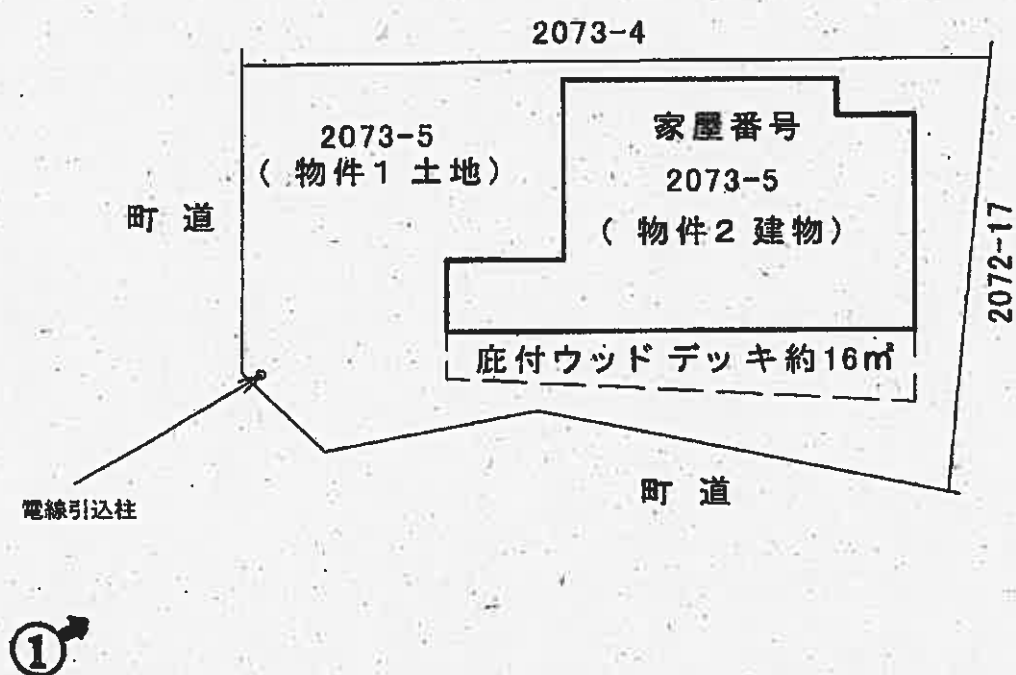
- 8 物件1の土地については、同土地の南西側角付近にスチール製電線引込柱が設けられている。

- 9 物件2の建物については、同建物の南側の室外に庇付ウッドデッキ（約16㎡）が設けられている。

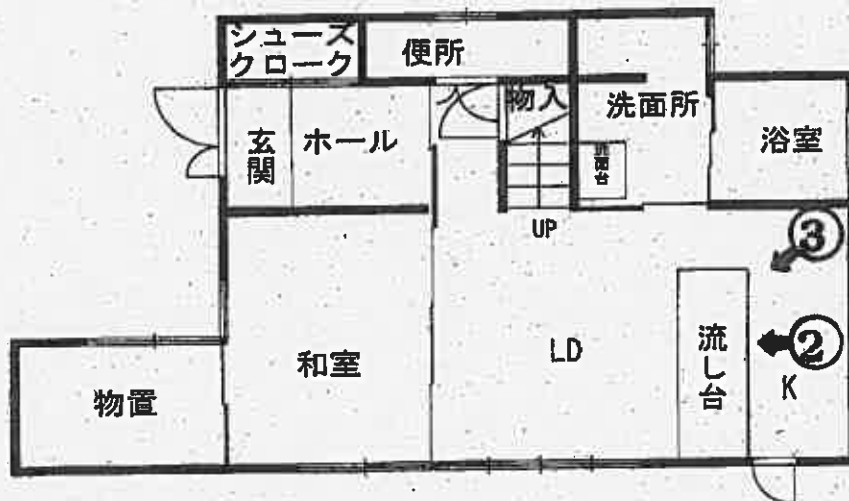
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 5月 21日 (木) 10:30 - 10:50	物件所在地	物件確認、占有調査、外観撮影等
8年 5月 22日 (金) 10:40 - 10:50	津地方法務局伊勢支局	登記事項証明書、公図等取得
8年 5月 22日 (金) : - :	当庁	紀宝町等へ建物平面図等交付申請
8年 6月 4日 (木) 10:50 - 11:30	物件所在地	立入調査、占有調査、評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8年 6月 4日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、所有者から貸与された合鍵を用いて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

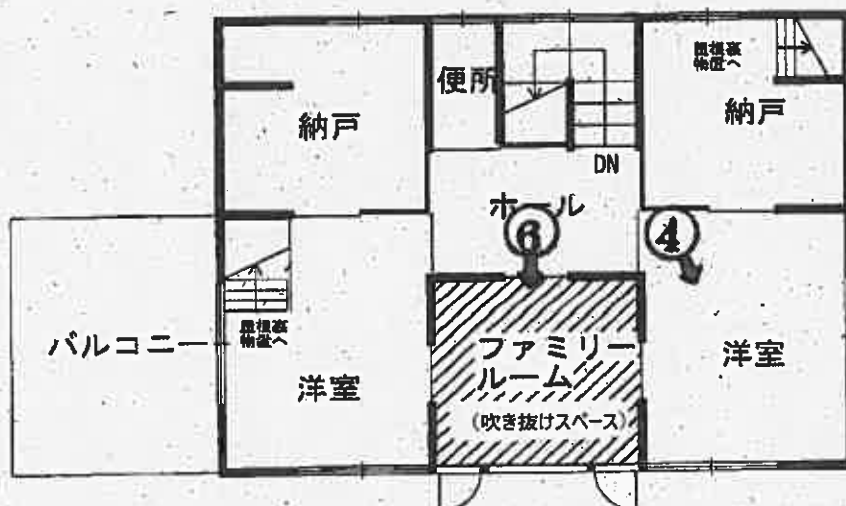
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



←○印写真撮影位置方向番号
土地建物位置関係図



1 階



2 階

←○印写真撮影位置方向番号

建 物 間 取 図

①



②



③



④



屋根裏物置部分の1スペース

⑤



2階吹き抜けスペース部分の床の状況

⑥



令和8年（ケ）第18号	
令和8年6月4日	現地調査
令和8年6月8日	評価

津 地 方 裁 判 所 本 庁 御 中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

市 川 裕 規

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 3,890,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1,180,000 円
物件 2 (建物)	金 2,710,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行う事を前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

* * * 以 下 余 白 * * *

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 その他特別の評価条件
特になし。

* * * 以 下 余 白 * * *

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在	南牟婁郡紀宝町鵜殿字上野	
	地番	2073番5	
	地目	宅地	
	地積	160.89 m ²	
2	所在	南牟婁郡紀宝町鵜殿字上野 2073番地5	
	家屋番号	2073番5	
	種類	居宅	
	構造	木造かわらぶき 2階建	
	床面積	1階 55.48 m ² 2階 44.71 m ² 延べ 100.19 m ²	2階52.17m ²
番号	特記事項		
1 2	なし		

* * * 以下余白 * * *

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置・交 通	J R 紀勢本線「鵜殿」駅 北方 約720m（直線） （附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	戸建住宅を主体とする高台の住宅地域。	
主な公法上の 規制等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制）	都 市 計 画 区 分	都市計画区域外
	用 途 地 域	—————
	指 定 建 ぺ い 率	—————
	指 定 容 積 率	—————
	防 火 規 制	—————
	そ の 他 の 規 制	宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	・地積：160.89㎡ ・不整形 ・（西側道路に対し）間口：約10m、奥行：約17m ・対象土地内部はおおむね平坦地勢。ただし、南・東側隣接地との高低差が大きく、対象土地の方が最高で4m程度高い。なお、境界線の対象土地側部分には、擁壁が整備済みである。	
接 面 道 路	・西側 幅員約5m（種別：町道）、舗装あり ・南側 幅員約5m（種別：町道）、舗装あり ※西側道路に対し、対象土地は0～1.5m程度高い。また、南側道路に対しても、1.5～4m程度高い。	
土地の利用状況等	・物件2建物の敷地として利用されている。	
供 給 処 理 施 設 （注）	上 水 道	有
	ガ ス 配 管	無
	下 水 道	無
特 記 事 項	○対象土地内部に受電ポールあり。 ○対象土地において、その利用履歴や現行の土地利用状況からは土壌汚染の端緒を確認することができなかったが、実際の汚染の有無は不明。	

（注）「有」、「無」の基準については、以下のとおり。

※「有」：該当施設の本管から、目的物件内への引込がなされている。

※「無」：該当施設の本管から、目的物件内への引込がなされていない。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）	平成20年5月24日 新築
	経 過 年 数	19 年
	経済的残存耐用年数	6 年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	かわらぶき
	外 壁	サイディング
	内 壁	ビニルクロス、板張り、塗り壁等
	天 井	ビニルクロス、板張り等
	床	フローリング、タイル貼り、畳等
	設 備	電気、給排水、衛生等
	そ の 他	I H クッキングヒーター
床面積(現況)	1 階 55.48 m ² 延べ 107.65 m ²	2 階 52.17 m ²
	※2階床面積は、登記面積44.71m ² に未登記増築部分7.46m ² を加えたもの。	
現況用途等	現 況 用 途	居 宅
	間 取	附属資料「建物見取図」参照
品 等	普 通	
保 守 管 理 の 状 態	普 通 ・おおむね経年相応程度の劣化の状態にあると判断される。	
建物の利用 状 況	※利用状況は「現況調査報告書」参照。	
特 記 事 項	○建物南面に庇付ウッドデッキあり。 ○屋根裏物置（総面積約30m ² ）あり。 ○アスベスト使用が全面禁止となって以降に新築された建物であり、アスベスト含有建材の使用の可能性は小さいと判断される。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	22,800	0.77	160.89	1.00	2,820,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格・・・・・・ 別紙「標準画地価格決定表」参照。

イ 個別格差・・・・・・・・・・ 0.77

・画地条件（形状、高低差等）0.77

ウ 地 積・・・・・・・・・・ 登記数量による。

エ 建 付 減 価・・・・・・・・ 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現 況 延 床 面 積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	180,000	107.65	0.19	3,680,000

※万円未満切捨

ウ 現価率・・・・・・・・ 耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた。

$$\text{現価率} = \left\{ \text{残価率} 0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{6 \text{ <注1>}}{(19 + 6) \text{ <注2>}} \right\} \times \frac{\text{観察減価率}}{(1 - 0.30)}$$

$$= 0.19$$

※小数点第3位四捨五入

<注1>経済的残存耐用年数
<注2>経過年数

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	2,820,000	0.30 法定地上権	850,000

※万円未満四捨五入

イ 土地利用権等割合

- ・法定地上権の成立を前提とした。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) <1(1)オ> <1(2)エ> ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) <2(1)ウ> イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	2,820,000	－ 850,000		1.00	0.60	1,180,000
2	3,680,000	＋ 850,000	1.00	1.00	0.60	2,710,000
一 括 価 格 (合 計)						3,890,000

※万円未満切捨

ウ 占有減価修正：特になし。

エ 市場性修正：不要と判断した。

オ 競売市場修正

- ・評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 附 属 資 料

- ・ 位置図
- ・ 案内図
- ・ 公図写し（法務局備付図面に基づく）
- ・ 地積測量図写し（同上）
- ・ 建物図面写し（同上）
- ・ 土地建物位置関係図
- ・ 建物見取図

以 上

標準画地価格決定表

(1) 標準画地の概要

※幅員約5m舗装町道沿いの規模約160㎡の整形中間画地

(2) 地価調査価格：紀宝－3

所 在：南牟婁郡紀宝町鵜殿字山平1875番
 価 格：22,000 円/㎡
 位 置：JR紀勢本線「鵜殿」駅の北西方 道路距離約1.1km
 価 格 時 点：令和7年7月1日
 地 積：273 ㎡
 供給処理施設：水道
 接 面 街 路：東側、幅員3.3m町道
 用 途 指 定 等：都市計画区域外
 地 域 の 概 要：低層住宅を主とし、農地等も介在する混在住宅地域

(3) 地価公示価格・地価調査価格を規準とした価格

価 格 時 点 年 月 日	価 格 円/㎡ ア	時点 修正 イ	標準化 補正 ウ	地域 要因 エ	規準とした価格 円/㎡ ア×イ×ウ×エ
令和7年7月1日	22,000	$\times \frac{98.8}{100}$	$\times \frac{100}{100}$	$\times \frac{100}{95}$	= 22,800

※百円未満切捨

ウ 主たる標準化補正内訳・・・ 標準的

エ 主たる地域要因内訳・・・ 95 (街路条件格差等を考慮した)

(4) 標準価格の決定

標準画地の価格は、(3)で求めた価格との均衡及び近時の地価動向の特徴等を総合的に勘案し、22,800 円/㎡と決定した。

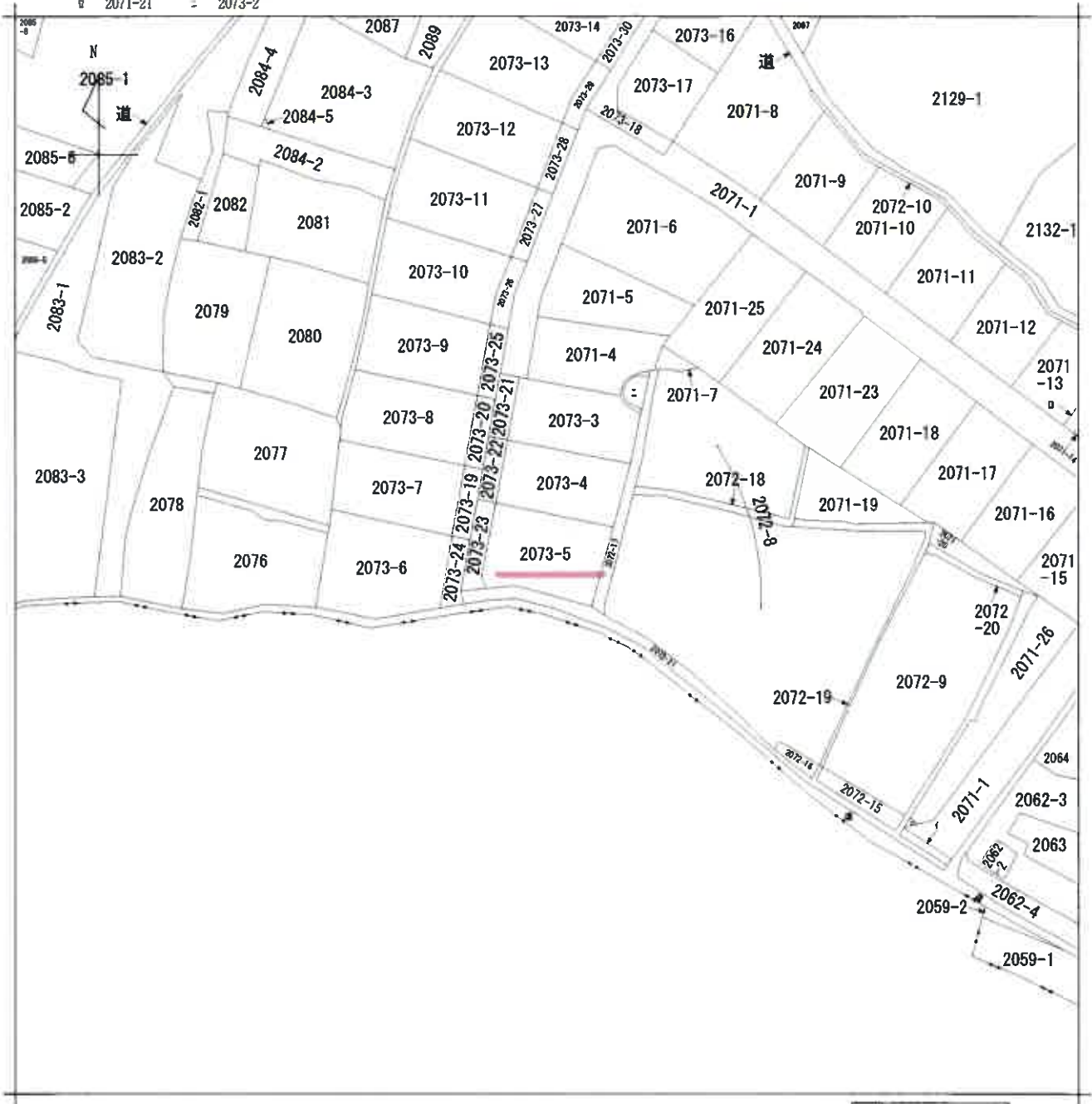
○ 標準価格 22,800 円/㎡

附 属 資 料





表示年月日: 2026/06/08

イ 2071-2
ロ 2071-21
ハ 2071-27
ニ 2073-2

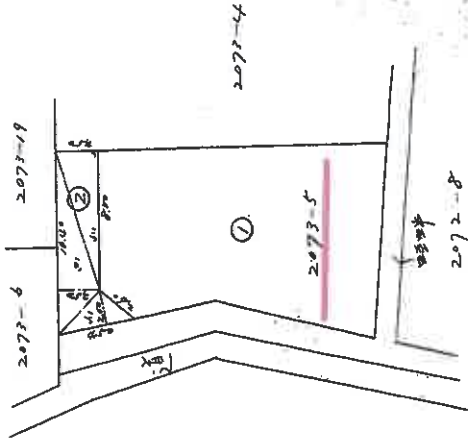
請求部	所在	南牟婁郡紀宝町鶴殿字上野				地番	2073番5			
出力縮	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治32年				備付年月日(原図)		補記事項			

登記年月日：昭和52年10月13日

067331
前2073-5
-5
後23新

地番	2073-23、2073-5
土地の所在	東京都墨田区錦糸上野

南牟婁郡紀宝町鵜殿



求積表

② 2073-23	
① 2073-5	
② 2073-5	
③ 2073-5	
④ 2073-5	
⑤ 2073-5	
⑥ 2073-5	
⑦ 2073-5	
⑧ 2073-5	
⑨ 2073-5	
⑩ 2073-5	
⑪ 2073-5	
⑫ 2073-5	
⑬ 2073-5	
⑭ 2073-5	
⑮ 2073-5	
⑯ 2073-5	
⑰ 2073-5	
⑱ 2073-5	
⑲ 2073-5	
⑳ 2073-5	
㉑ 2073-5	
㉒ 2073-5	
㉓ 2073-5	
㉔ 2073-5	
㉕ 2073-5	
㉖ 2073-5	
㉗ 2073-5	
㉘ 2073-5	
㉙ 2073-5	
㉚ 2073-5	
㉛ 2073-5	
㉜ 2073-5	
㉝ 2073-5	
㉞ 2073-5	
㉟ 2073-5	
㊱ 2073-5	
㊲ 2073-5	
㊳ 2073-5	
㊴ 2073-5	
㊵ 2073-5	
㊶ 2073-5	
㊷ 2073-5	
㊸ 2073-5	
㊹ 2073-5	
㊺ 2073-5	
㊻ 2073-5	
㊼ 2073-5	
㊽ 2073-5	
㊾ 2073-5	
㊿ 2073-5	

縮尺	1/300
----	-------

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
（土地方法務局錦糸上野支局）
令和8年2月27日 東京法務局

登記官

※A3判をA4判に縮小

地図整理番号：498003

登記年月日：平成20年6月2日

010346

各階平面図

建物図面

2073-5

家屋番号

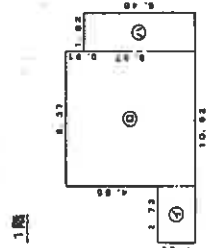
南牟婁郡紀宝町鶴殿字上野2073基地5

建物の所在

1階

①	2.73	×	1.82	=	4.95600
②	6.37	×	0.37	=	40.67800
③	1.82	×	0.40	=	9.97200
計					55.48200

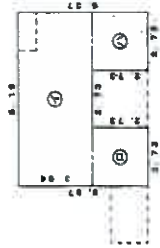
床面積 55.48 m²



2階

①	8.19	×	3.04	=	24.91600
②	2.73	×	2.73	=	7.46200
計					44.117400

床面積 44.12 m²



作成者

作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(土地方法務局帳簿管理課)

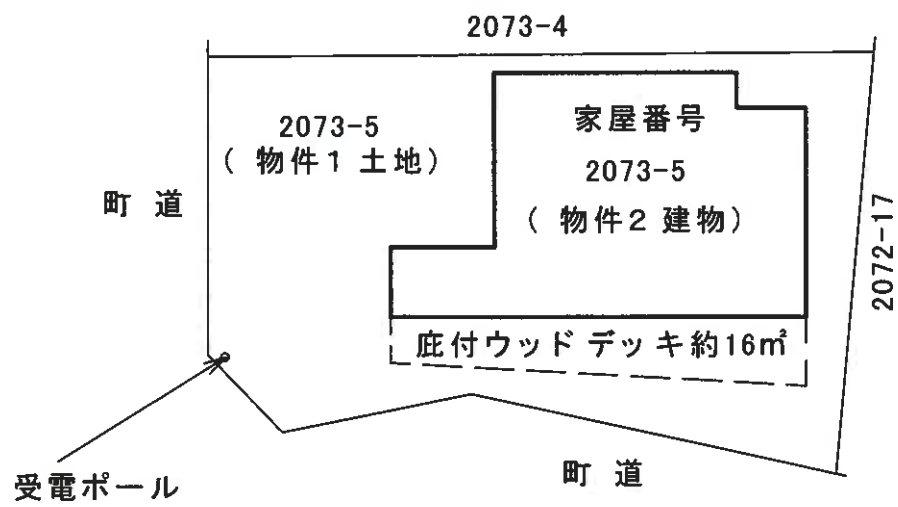
令和8年2月27日 東京法律局

登記官

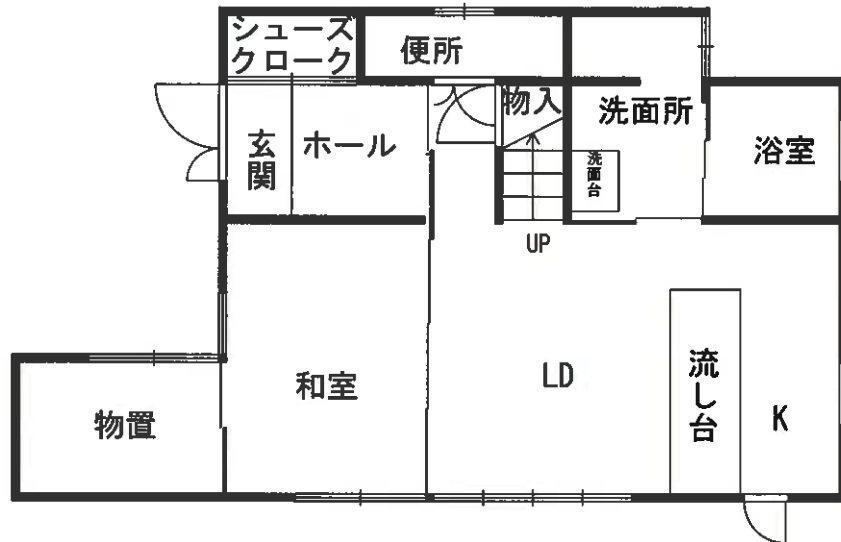
※A3判をA4判に縮小

地図管理番号 M98004

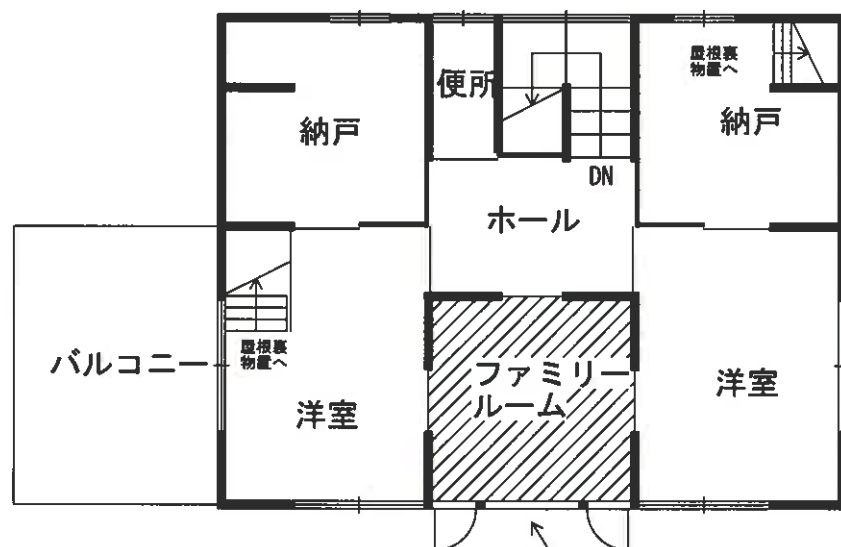
土地建物位置関係図



建物見取図



1 階



2 階

未登記増築部分7.46㎡